

肝炎対策基本指針の 見直し方針について (案)

肝炎対策基本指針見直し方針の基本的考え方(案)

肝炎対策基本指針については、これまでの各委員等からのご意見及び近年の施策の実施状況等を踏まえ、以下の考え方を基本として、見直しを進めることとしてはどうか。

【基本的方向】

- B型肝炎の母子感染対策事業やC型肝炎の治療薬の進歩等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により大幅に減少傾向にあるものの、B型肝炎患者数は大きく減っておらず、依然として、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、ウイルス性肝炎への対策は継続が必要である。

(資料2;前文 1参照)

- これまでの肝炎対策における取組の実施状況等を適切に把握し、進捗状況に応じた見直しを行い、「肝炎の完全な克服」を目指す必要がある。

(資料2;前文 7、第1(1)関係 12、第4(1)関係 54、第6(1)関係 78、第9(2)関係 110参照)

【医療体制】

- 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は相互に連携し、肝炎対策の向上を図るとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、肝炎医療コーディネーターも活用しつつ、肝炎患者等の病態に応じて適切な受診や受療に繋げる必要がある。

(資料2;第1(1)関係 10、11、12、13、第1(3)関係 20、21、第1(6) 27、第3(1)関係 39、第3(2)関係 48、第4(1)関係 50、54、第4(2)関係 57、58、67、第5(2)関係 76、77参照)

【普及・啓発、人権】

- 国は、肝炎ウイルス感染者や患者に対する偏見や差別を解消するため、現在でも生じている偏見や差別事例について調査を行い、偏見・差別解消のためにより具体的な方策を検討する必要がある。

※差別・偏見事例における肝炎医療コーディネーターの役割等については、今後に研究班で検討予定。

(資料2;第8(1)関係 94、第8(2)関係 104参照)

【研究】

- B型肝炎の根治薬・根治療法の研究開発や予後改善を目指した研究開発を引き続き推進する。

(資料2;前文 4、第6(2)関係 82、85参照)

肝炎対策基本指針の概要

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

事項	項 目	主 な 内 容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。